

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を算定して公表することを義務付けています。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	6. 2%	37. 1%

【健全化判断比率】

1 実質赤字比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等の赤字の割合で、正の数値が赤字の割合を示します。**実質赤字がない場合(負の数値)は、「一」が表示されます。**

<早期健全化基準> 11.25% <財政再生基準> 20.0%

(単位:千円)

	会 計 名	実質収支額
_	一般会計	6, 523, 865
般	電気事業経営記念基金会計	100
会	土地区画整理清算金会計	0
計	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計	67, 711
等 公債管理事業会計		0
	静岡市立静岡病院事業債管理事業会計	0
合 計 ①		6, 591, 676
標準財政規模②		199, 938, 663
	実質赤字比率(-1×①)÷②	- (△3. 29%)

2 連結実質赤字比率

地方公共団体の標準財政規模における全会計を対象とした赤字の割合で、正の数値が赤字の割合を示します。**実質赤字がない場合(負の数値)は、「一」が表示されます。**

<早期健全化基準> 16.25% <財政再生基準> 30.0%

(単位:千円)

会 計 名	実質収支額又は資金不足・剰余額
一般会計等	6, 591, 676
競輪事業会計	562, 272
国民健康保険事業会計	1, 933, 831
駐車場事業会計	187
介護保険事業会計	1, 000, 064
介護保険サービス会計	99
後期高齢者医療事業会計	316, 271
水道事業会計	12, 082, 887
下水道事業会計	11, 069, 539
病院事業会計	2, 609, 071
簡易水道事業会計	0
農業集落排水事業会計	1, 644
中央卸売市場事業会計	50, 409
合 計 ①	36, 217, 950
標準財政規模②	199, 938, 663
連結実質赤字比率(-1×①)÷②	- (∆18.11%)



3 実質公債費比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合を示し、3か年平均で表します。

<早期健全化基準> 25.0% <財政再生基準> 35.0%

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和2年度	令和元年度
元利償還金 ①	26, 243, 868	28, 386, 228	28, 891, 026
準元利償還金 ②	16, 868, 515	16, 486, 348	16, 030, 495
① 又は②に充てられる特定財源 ③	10, 286, 472	10, 845, 058	11, 102, 354
算入公債費及び算入準公債費の額 ④	22, 716, 933	22, 675, 304	23, 488, 065
標準財政規模 ⑤	199, 938, 663	190, 502, 477	187, 789, 105
実質公債費比率(単年度) ((①+②) - (③+④)) ÷ (⑤-④)	5. 70414%	6. 76423%	6. 28791%
実質公債費比率(3か年平均)		6. 2%	

4 将来負担比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方公社や第三セクター等の負債を含む)の割合を示します。

<早期健全化基準> 400.0%

(単位:千円)

項目	令和3年度
地方債の現在高 ①	491, 388, 526
債務負担行為に基づく支出予定額 ②	3, 134, 975
公営企業債等繰入見込額 ③	60, 408, 274
組合等負担等見込額 ④	509, 198
退職手当負担見込額 ⑤	55, 328, 060
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	2, 097, 450
連結実質赤字額 ⑦	0
組合等連結実質赤字負担見込額 ⑧	0
将来負担額 ⑨ (①~⑧の合計)	612, 866, 483
充当可能基金 ⑩	80, 418, 340
充当可能特定収入 ①	78, 928, 832
基準財政需要額算入見込額 ⑰	387, 760, 786
充当可能財源等 ③ (⑩~⑫の合計)	547, 107, 958
標準財政規模 ⑭	199, 938, 663
算入公債費等の額 (15)	22, 716, 933
将来負担比率(⑨一⑬)÷(⑭一⑮)	37. 1%



【資金不足比率】

公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模(料金収入の規模)に対する割合で、正の数値が資金不足の割合を示します。**資金不足がない場合(負の数値)は、「一」が表示されます。**

病 院	簡易水道	水 道	下 水 道事業会計	農業集落排水	中央卸売市場
事業会計	事業会計	事業会計		事業会計	事業会計
_	_	_	_	_	

<経営健全化基準> 20.0%

(単位:千円、比率:%)

		(TA: 113, 227 - 707					
		資金不足額					資金
会 計 名	区分	流動負債等 (又は歳出額等)	流動資産等 (又は歳入額等)	解消可能 資金不足額	資金不足額	事業規模	不足比率
病院事業会計	法 適	2, 015, 029	4, 624, 100		-2, 609, 071	9, 348, 792	_
簡易水道事業 会計	法 適	17, 050	15, 924	10, 500	0	15, 332	_
水道事業会計	法 適	2, 009, 234	14, 092, 121		-12, 082, 887	10, 438, 639	_
下水道事業会計	法 適	4, 845, 425	15, 914, 964		-11, 069, 539	14, 952, 021	_
農業集落排水 事業会計	法非適	310, 108	311, 752		-1, 644	48, 013	_
中 央 卸 売 市 場 事業会計	法非適	579, 536	629, 945		-50, 409	329, 855	_

(注) 算定方法は次のとおり。

流動負債等	_	流動資産等

資金不足比率 = (法適用)

事業規模

歳出額等 - 歳入額等

資金不足比率 = (法非適用)

事業規模